

○大府駅西駐車場の定期駐車に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市有料駐車場の設置及び管理に関する条例（平成4年大府市条例第25号）及び同条例施行規則（平成4年大府市規則第28号）に定めるもののほか、大府駅西駐車場（以下「駐車場」という。）の定期駐車券による駐車（以下「定期駐車」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期駐車申込み)

第2条 定期駐車申込みができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大府市に住所を有する者
- (2) 大府市内の事業所に勤務する者

2 定期駐車申込みは、1人につき1台分とする。

(定期駐車の数)

第3条 定期駐車は、100台とする。

(定期駐車予約)

第4条 定期駐車を利用する者（以下「定期利用者」という。）の数が、前条に定める定期駐車の数と同数の場合に定期駐車申込みをしようとする者は、定期駐車の利用について予約することができる。

2 前項の予約をしようとする者は、大府市有料駐車場定期駐車券購入申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申込書を受け取ったときは、その申込書に受付番号を付けるものとする。

4 定期駐車の利用を取り止める者が出たときに第1項の規定により予約をしている者がいるときは、市長は前項の受付番号順に定期駐車券を発行するものとする。

(使用料の納期限)

第5条 定期利用者のうち、継続して翌月も定期駐車を利用しようとする者（以下「継続利用者」という。）は、その月の25日（ただし、2月及び12月においては、22日）までに翌月分の使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する納期限が指定金融機関の休日にあたる際の納期限は、その翌日とする。

3 市長は、継続利用者が納期限までに使用料を納付しないときは、翌月は継続して定期駐車を利用する意思がないものとみなす。

(利用期間)

第6条 定期駐車の利用期間は、月の初日に始まりその月の末日に終わるものとする。

(利用の制限)

第7条 市長は、定期利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、定期駐車の利用を停止するものとする。

- (1) 使用料を納付しなかったとき。
- (2) 第2条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しなくなったとき。

(定期駐車券の再発行)

第8条 定期駐車券を紛失した者は、申請により再発行を受けることができる。ただし、再発行に必要な実費は申請者の負担とする。

(継続利用の取り止め)

第9条 定期利用者のうち継続して翌月も定期駐車を利用する意思がない者は、定期駐車取り止め届を提出するものとする。

(定期駐車券の返還)

第10条 有効期間の切れた又は利用を取り止めた定期駐車券は、速やかに返還するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、定期駐車に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。